

# 学校いじめ防止基本方針

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	P1
1	いじめの定義	
2	本校のいじめに対する考え方	
II	いじめに対する本校の組織	
◆	各委員会・部会の職務	2
III	年間指導計画	3
IV	具体的な取組	4
1	いじめの早期発見のための取組	
2	いじめへの早期対応	
3	未然防止のための取組	5
4	校内研修	6
5	保護者及び地域社会との連携及び啓発	7
6	いじめによる重大事態等への対処	
7	その他（取組の評価）	

令和6年4月

東京都板橋区立板橋第二中学校

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

#### ◆ 国並びに都のいじめの定義

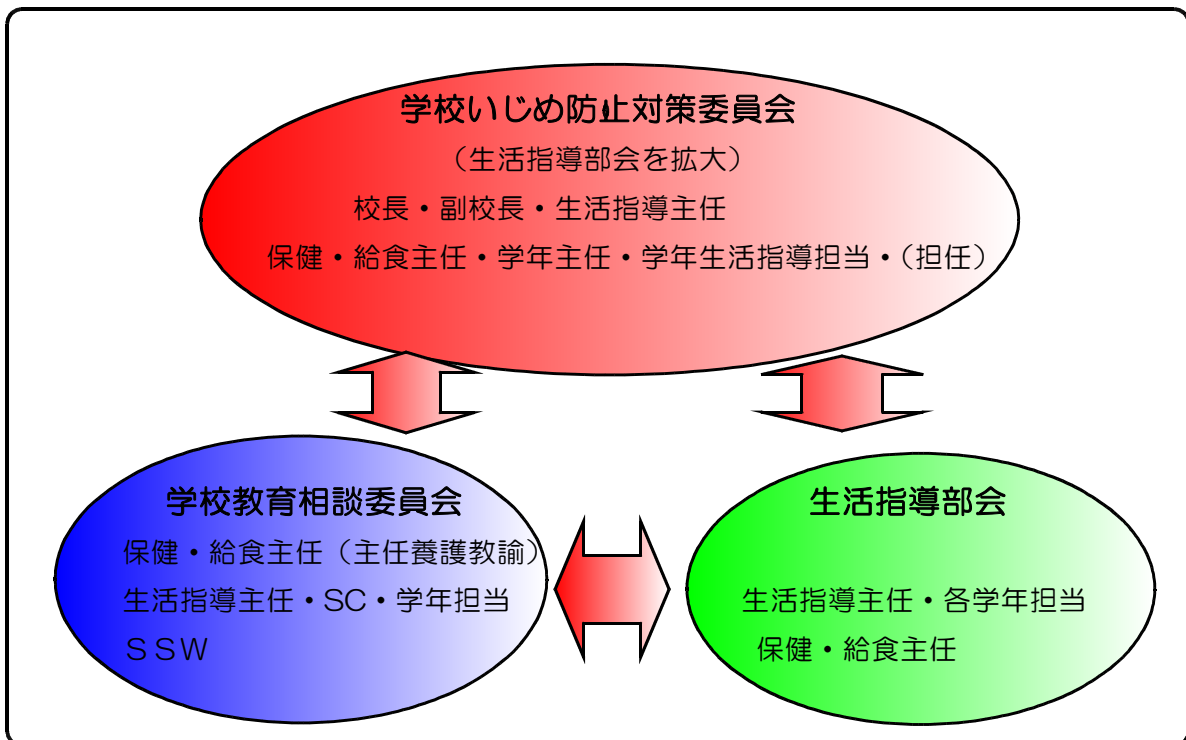
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものいう。

### 2 本校のいじめに対する考え方

本校の教育目標の2つ目に「思いやりをもち責任ある行動がとれる人」を掲げている。このことは、学校が安心して生活することができる場とするために、他人に思いやりの心をもって接し、一人一人が人として正しい行動がとれるようにすることが、いじめを防止するといった面でも重要な資質であると考えているからである。

いじめは重大な人権問題であり、絶対に行ってはいけない行為、許されない行為である。学校はいかなる理由があろうとも、いじめられた生徒の立場に立ち、必ず守る毅然とした姿勢・態度で臨むものとする。

## II いじめに対する本校の組織



## ◆ 各委員会・部会の職務

### 1 学校いじめ防止対策委員会

- (1) いじめ防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を統括的に行う。
- (2) 特に重大事態の対応は本委員会が中心となり、学校調査委員会を招集し、対応する。

### 2 学校教育相談委員会

- (1) 毎週の学校教育相談委員会（特別支援委員会と兼ねる）において、生徒の個別の事象の洗い出し、検討、対策を行う。その際、いじめの発生状況や不登校との関係を把握し、報告する。
- (2) SCと連絡をとり、未然防止、早期発見の取組を行う。  
カウンセラーによる「カウンセリングルームアンケート」を行い、その結果により、生徒のカウンセリングを行う。
- (3) 全員カウンセリング（7年生）の計画・実施、緊急を要する事象のカウンセリングを行う。
- (4) 保健室の教育相談的機能を生かし、観察、情報収集、早期発見に努める。

### 3 生活指導部会

- (1) 人権教育の年間指導計画、全体計画にしたがって、「人権ガイダンス」等、いじめ防止の指導計画を作成し、実施する。
- (2) いじめの事象が発見され次第、生活指導主任、学年主任で連携をとり、管理職に報告し、学年体制で事実確認、指導を行う。
- (3) 学年の生活指導担当、担任教諭は保護者と連絡をとり、事実説明、謝罪の場を設定し、事実確認、報告を行う。

### Ⅲ 年間指導計画

月	学校全体・生徒の活動	教職員の動き	保護者・地域・外部機関
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談機関の紹介</li> <li>セーフティ教室(情報モラル)</li> <li>人権校長講話</li> <li>学級活動「人として」</li> <li>7年生全員カウンセリング面接(4～7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の確認</li> <li>教育相談委員会、SC紹介(保護者会等)</li> <li>校長講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会にて周知</li> <li>セーフティ教室参加</li> <li>コミュニティ・スクール委員会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>hyper-Q U実施(第1回)</li> <li>修学旅行(9年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学びのエリア研修</li> <li>校内研修「人権といじめ」</li> <li>自己申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA総会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい月間Ⅰ(いじめ防止アンケート)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長講話</li> <li>教育相談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>コミュニティ・スクール委員会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談Ⅰ</li> <li>校外学習(7年)</li> <li>補充教室(前期)</li> <li>職場体験(8年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート、学習状況調査の分析と対応検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談Ⅰ</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>補習教室(後期)</li> <li>部活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談等の情報の整理</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>カウンセリングルームアンケートⅠ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研究「1学期の各種調査の分析結果と今後の指導について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクール委員会</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動教室(8年)</li> <li>合唱コンクール</li> <li>hyper-Q U実施(第2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学びのエリア研修会</li> <li>心配される生徒の抽出</li> <li>カウンセリング(10～12月)</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい月間Ⅱ(いじめ防止アンケート)</li> <li>道徳地区公開講座(いじめ防止の授業)</li> <li>進路面談(9年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長講話</li> <li>個人面談</li> <li>いじめアンケートの分析対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクール委員会</li> <li>個人面談</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談Ⅱ(全学年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種調査の集計・分析・対応検討、対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談Ⅱ</li> <li>学校評価アンケート</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外学習(7年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価結果の検討</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外学習(8年)</li> <li>ふれあい月間Ⅲ(いじめ防止アンケート)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長講話</li> <li>自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクール委員会(学校関係者評価)</li> </ul>
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの分析対応</li> <li>各種調査の集計・分析・対応検討、対応</li> <li>基本方針の見直し</li> </ul>	
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育・いじめ防止教育・道徳教育</li> <li>授業改善</li> <li>SCのカウンセリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育相談委員会(週1回)</li> <li>SCによる教育相談、カウンセリング</li> <li>養護教諭による相談機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土曜授業プラン</li> <li>SCによるカウンセリング</li> </ul>

## IV 具体的な取組

### 1 いじめの早期発見のための取組

- (1) 朝や帰りの学活や登校指導、休み時間や給食、清掃時に生徒観察を担当教諭、学年所属の教諭、SC等が連携して綿密に行い、いじめの早期発見に努める。
- (2) アンケート調査
  - ① 年3回のふれあい月間に「いじめアンケート」
  - ② 年2回行うhyper-QU結果の分析とそれに基づいた声かけ
  - ③ 年1回、SCによる「カウンセリングルームアンケート」
  - ④ 年度末に行う、保護者向け学校評価アンケート上記の調査の結果、いじめにかかわる状況が把握できた場合は速やかに学年主任、生活指導主任に報告し、組織的に指導、カウンセリングを行う。
- (3) 教育相談週間  
夏季休業中と12月の教育相談週間にていじめの有無を聞き取る。
- (4) いじめ防止の授業の実施  
各学期1回、計3回のいじめ防止の授業を道徳の授業と絡めて全校で実施する。そのうち1回は土曜授業プランの一環として公開授業を行う。
- (5) 学校教育相談  
特別支援委員会が企画・運営する。
  - ① SCによる1年生全員カウンセリングを行い、不安やいじめの状況を把握する。
  - ② カウンセリングルームアンケートの実施、検討、抽出カウンセリングを実施する。
  - ③ 特別支援委員会と兼ねて教育相談部会を毎週1回実施し、いじめ傾向、いじめられ傾向等の気になる生徒、不登校気味の生徒の実態を把握し、情報交換、SCからの指導と検討を行う。

### 2 いじめへの早期対応

- (1) 被害生徒への対応
  - ① 生徒・保護者からいじめの訴えや相談を受けた場合及びいじめの情報を他者から得た場合はいじめを受けたと思われる生徒の心身の安全を守る適切な措置を早急にとる。「いじめられる側は悪くない」という共通認識に立ち、学級において担任が被害生徒の味方であることを明言する。SCとの連携による安心できる場所を確保する。
  - ② 速やかに、いじめを受けた生徒、行った生徒、周りの生徒から事実の確認を行う。「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の生徒、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
  - ③ いじめがやまない等状況によっては、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等体制を整え、いじめを受けた生徒が安心して生活できる環境を整える。

## (2) 加害生徒への措置

- ① 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害生徒がしてはならないことの明確化、複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ② 加害生徒の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害生徒、保護者が納得できる内容となる謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なＳＣとの面談を加害生徒に対して行う。
- ③ いじめが止まない場合、他の生徒の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、学校いじめ防止対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害生徒の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

## (3) 保護者への対応

- ① いじめを受けた生徒、行った生徒の保護者にいじめの事実、指導の状況、経過、いじめ再発防止の体制等についてを説明するために連絡する。いじめを行った生徒の保護者から受けた生徒の保護者への謝罪を依頼する。
- ② いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に定期的に細やかな連絡を行い助言を継続的に行う。また、保護者同士の間で争いが起きることのないよう、情報を共有するための連絡や場を設け、相互理解が早期に図れるようにする。

## (4) 外部諸機関との連携と報告

- ① いじめが心理、福祉等に関する場合は専門的な知識を有する者の協力を要請し、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会並びに所轄警察署と連携して対応する。
- ② 当該学校に重大事態（在籍する子どもの生命、身体又は財産に重大な被害）が生じるおそれがあるときは直ちに教育委員会並びに所轄警察署に報告し、適切に、連携して指導・援助を行う。

## 3 未然防止のための取組

### (1) 全教育活動を通して行う指導

- ① いじめは重大な人権侵害問題として、絶対に許されない行為である。このこと明言し、いじめられている生徒を必ず守るという学校の姿勢を示し、全校朝会での校長講話を始め全教育活動を通して指導する。
- ② 毎年度当初に校長講話を行い、人権教育の基礎を重ねて指導する。
- ③ 各教科の授業、特別活動、部活動等、全教育活動を通して、「認め合い・支え合い・助け合い・高め合える」良好な人間関係を構築し、自分とともに他の人の大切さを認めようとする態度・行動力を育成する。
- ④ 道徳の時間を要とした道徳教育、特別活動の学級活動や学校行事、旅行的行事等を通して、自他の生命や人権を尊重する心、自己存在感、自己有用感が高まる言葉かけ

や指導を行う。

- ⑤ 日頃より一人一人の生徒理解を深め、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努め、必要に応じて休み時間等の巡回パトロールや見守りを行う。

## (2) 教科指導

- ① 生徒にとって学校生活の多くの時間は授業である。授業中の生徒の言動に注意し、差別や偏見、いじめにつながる言動があった場合はその場で必ず注意・指導を行う。
- ② 課題解決型・探求型の授業、協働学習、指導と評価と支援の一体化等の授業改善と個別学習の充実を図り、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを行う。

## (3) 委員会活動

ふれあい月間等の期間に合わせて、生徒会本部や生活委員会の活動として、「いじめ撲滅キャンペーン」を行い、「いじめはしない、させない、許さない」という気持ちを育てる。

## (4) 情報モラル教育

- ① SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、「セーフティ教室」等の機会を通して、外部の専門家を招き生徒にインターネット利用のマナーやモラルについて学習させる。
- ② 保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

## (5) 広報活動、地域小学校、外部との連携

- ① 学校だより、学年だより、HP等を通して、いじめ防止への指導や情報発信を行う。
- ② 学びのエリアの小学校といじめ防止の指導やいじめ発生の現状について情報交換を行うとともに9年間を通じた指導事項を検討し、連続して共通指導を行う。
- ③ 自校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等との定期的な情報交換、学校運営連絡協議会の積極的な活用など、いじめ防止のために家庭・地域が相互協力できる関係づくりを進める。

## 4 校内研修

- (1) 「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組む資質能力が身に付くよう、ふれあい月間を含め各学期に研修を行う。その際、本校の「いじめ防止基本方針」、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために-いじめ防止教育プログラム-」「人権教育プログラム」等を活用する。
- (2) hyper-QUを効果的に利用するために、結果の見方や学級・学年指導の活用のしかたを校内研修に取り入れ、いじめ防止に生かしていく。
- (3) 東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会に積極的に参加し、校内研修の講師として各教員に広める。
- (4) SCに教育相談委員会でいじめへの対処について助言をもらい、個々の生徒の状況

に基づいた対処法について研修するとともに、生徒の人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

## 5 保護者及び地域社会との連携及び啓発

- (1) 学校いじめ防止基本方針の本文、概要版をHP等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- (2) 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、地域の民生児童委員との連絡協議会、警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- (3) P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 6 いじめによる重大事態等への対処

- (1) 重大事態発生の場合は「学校いじめ調査委員会」を招集する。  
構成メンバーは「学校いじめ防止対策委員会」のメンバーに加えて、PTA会長、コミュニティ・スクール委員長にて構成する。
- (2) いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知した時は次の対処を行う。
  - ① 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
  - ② 学校いじめ調査委員会の設置、いじめに関係する生徒、関係者すべてを対象としたアンケート調査を実施し、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
  - ③ 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
  - ④ 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
  - ⑤ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

## 7 その他（取組の評価）

- (1) 学校いじめ防止基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ対策委員会の主導によりP D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による学校評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、学校いじめ防止基本方針を改善していく。